

先行審査プラントの記載との比較表（発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

玄海原子力発電所第3号機	伊方発電所第3号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	伊方発電所第3号機との比較
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の技術基準に関する規則」第45条第3項第1号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設」の技術基準に関する規則の解釈」に規定する「高エネルギーのアーキ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置」（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分。）として、火災感知設備及び消火設備について HEAF が発生した場合を配慮して配置されていることを説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備及び消火設備の配置</p> <p>重要安全施設（「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同じ。）への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤（以下「HEAF 対策対象盤」という。）は、火災防護審査基準に基づき、火災防護対策を実施する機器として選定し、火災区域を設定して火災防護対策を実施している。</p> <p>HEAF 対策対象盤に対する火災感知設備及び消火設備の配置については、「高エネルギーアーキ損傷 (HEAF) に係る電気盤の設計に関するガイド」を踏まえて、HEAF が発生した場合を配慮して配置されていることを確認した結果、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の添付書類V-1-1-8「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」により適合性が確認された火災感知設備及び消火設備に係るこれまでの設計を変更するものではない。</p>	<p>表現上の差異</p> <p>表現上の差異</p> <p>認可日及び認可番号の差異 表現上の差異（柏崎刈羽の認可は「設計及び工事の計画」であるため） 表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と伊方発電所第3号機との差異